

令和 7 年度大船渡市役所本庁舎防火及び避難訓練について

1 訓練の趣旨

- (1) 消防法の定める防火対象物の管理者に義務づけられた消防（消火・通報及び避難）訓練であること。（消防法第 8 条第 1 項、同施行令第 3 条の 2）
- (2) 大船渡市役所本庁舎における防火管理の徹底を期し、有事の際の人的、物的被害を軽減するために行う消防訓練であること。（大船渡市役所防火管理規程第 18 条）

2 日時

令和 7 年 11 月 12 日（水）午前 11 時 5 分

3 場所

大船渡市役所本庁舎

4 参加対象者

市役所本庁舎に勤務する職員及び来庁の市民等

5 訓練の想定

早朝より北西の風が強く吹く肌寒い気象条件下にある中で、午前 11 時頃に緊急地震速報が発表され、大きな地震が発生し、間もなく火災報知機が鳴り響いた。原因を確認したところ、出火箇所は 1 階税務課付近湯沸場であることが判明し、庁舎全体への延焼拡大の恐れがあると想定するもの。

6 訓練項目

- (1) 緊急地震速報対応行動訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 来庁者及び車両誘導訓練
- (4) 初期消火訓練
- (5) 防火戸の開閉訓練
- (6) 非常持出物件の搬出訓練
- (7) 救出・救助、応急手当訓練
- (8) 伝令訓練